

水 道



北部水源地

— 内 容 —

上 水 道
簡 易 水 道
下 水 道

上 水 道

1. 概 要

本市は良質豊富な地下水に恵まれ、これを利用して繊維工業を中心に県内第一の工業都市として発展してきた。しかし、次第に地下水位の低下を招き、湧水量の減少がみられるようになってきた。

このため、衛生的で安定した生活用水の供給を目標として、昭和 32 年 1 月 19 日事業認可を受け原水を地下水に求め昭和 33 年 12 月 26 日給水を開始した。概要は、給水区域 447ha（市街地の一部）、計画給水人口 63,500 人、工事費 340,000 千円、工期昭和 32 年～36 年、1 日最大給水量 15,240^m³、1 人 1 日最大給水量 240^lとし、水源地 4 か所（深井戸 4 井）でポンプ加圧式により給水する事業計画とした。

(1) 第 1 次変更

住民の上水道拡張の要望と事業経営の合理化を図るため、計画給水区域を拡張し、水源地 4 か所から 2 か所に変更して、昭和 36 年 8 月 21 日第 1 次変更の事業認可を受けた。概要は、給水区域 712ha、計画給水人口 78,800 人、工事費 490,000 千円、工期昭和 32 年～40 年、1 日最大給水量 18,912^m³、1 人 1 日最大給水量 240^lとし、水源地 2 か所（深井戸 4 井）でポンプ加圧式により給水する事業計画とした。

(2) 第 2 次変更

急速な都市の発展により、既給水区域周辺地区からの上水道拡張の要望が高まり、計画給水区域の拡張を主目標として、昭和 39 年 12 月 21 日第 2 次変更の事業認可を受けた。概要は、給水区域 858ha、計画給水人口 95,000 人、工事費 665,000 千円、工期昭和 32 年～44 年、1 日最大給水量 22,800^m³、1 人 1 日最大給水量 240^lとし、水源地 2 か所（深井戸 5 井）でポンプ加圧式により給水する事業計画とした。

(3) 第 3 次拡張

近年高度経済成長による生活様式の向上により水需要は急速かつ大幅に増加し、加えて昭和 42 年 9 月隣接する不破郡赤坂町の合併に伴う赤坂町上水道の統合など、状況の変化に適応するため配水能力を増大した安定供給体制の確立に向けて、昭和 45 年 3 月 31 日第 3 次拡張の事業認可を受けた。概要は、給水区域 7,183ha、計画給水人口 150,000 人、工事費 2,600,000 千円、工期昭和 45 年～平成 5 年、1 日最大給水量 60,000^m³、1 人 1 日最大給水量 400^l、水源地 5 か所（深井戸 13 井）でポンプ加圧式（一部自然流下式）により給水する事業計画とした。

(4) 第 4 次変更

産業構造や生活様式の多様化が進み、郊外への人口の分散化も著しい中で、将来の水需要に対応し、全市域完全給水を目途とする計画を策定、平成 6 年 3 月 31 日第 4 次変更の事業認可を受けた。概要は、給水区域 7,292ha、計画給水人口 158,100 人、工事費 21,085,000 千円、工期平成 6 年～15 年、1 日最大給水量 71,530^m³、1 人 1 日最大給水量 452^l、水源地 5 か所（深井戸 16 井）でポンプ加圧式により給水する事業計画とした。

(5) 第 5 次変更

成熟した都市化の進展や少子化社会の形成により、需要者に継続して安全で安定した給水を

目的とした施設の強化充実を図るため、平成 16 年 3 月 19 日 第 5 次変更の事業認可を受けた。概要は、給水区域 7,292ha、給水計画人口 158,100 人、工事費 11,515,700 千円、工期平成 16 年～25 年、1 日最大給水量 71,530m³、1 人 1 日最大給水量 452ℓ、水源地 5 か所（深井戸 19 井）でポンプ加圧式により給水する事業計画である。

上石津町・墨俣町との合併により平成 18 年 3 月 27 日墨俣町上水道事業を譲受した。

概要は給水区域 260ha、計画給水人口 6,950 人、工事費 693,224 千円、工期平成 16 年～23 年、1 日最大給水量 2,763 m³、1 人 1 日最大給水量 595ℓ、水源地 3 か所（深井戸 5 井）でポンプ加圧式により給水する事業計画である。

2. 水道施設

(1) 水源地施設

水源地名	取水能力m ³ /日	所 在
西 崎	8, 200	大垣市西崎町2丁目56番地
緑 園	19, 800	〃 緑園1番地
赤 坂	10, 160	〃 赤坂新田1丁目57番地
北 部	26, 340	〃 興福地町2丁目104番地
南 部	6, 400	〃 外渕4丁目68番地1
墨俣第一	2, 304	〃 墨俣町墨俣242番地1
墨俣第二	2, 765	〃 墨俣町下宿562番地2
墨俣第三	374	〃 墨俣町二ツ木37番地1

(2) 施設及び業務概要表

年度	25	26	27	28	29
区分					
行政人口(人)	162,859	162,702	162,205	162,027	161,651
計画給水人口(人)	165,050	165,050	165,050	165,050	165,050
給水区域内人口(A)(人)	156,920	156,871	156,455	156,381	156,132
給水人口(B)(人)	152,247	152,528	152,141	152,128	151,896
普及率 B/A×100(%)	97.0	97.2	97.2	97.3	97.3
配水管延長(m)	820,444	823,542	825,887	830,321	834,985
取水能力(m ³ /日)	76,343	76,343	76,343	76,343	76,343
年間総配水量(m ³)	20,613,128	20,005,513	20,020,019	19,262,206	19,130,777
1日最大配水量(C)(m ³)	62,048	58,764	59,523	62,525	56,199
1日平均配水量(D)(m ³)	56,474	54,810	54,700	52,773	52,413
1人1日最大配水量(C/B×1000)(ℓ)	408	385	391	411	370
1人1日平均配水量(D/B×1000)(ℓ)	371	359	360	347	345
年間総有収水量(m ³)	15,701,567	15,545,504	15,553,066	15,498,478	15,430,812

(3) 職員数

(単位：人)

区分		年度	25	26	27	28	29
職員数	事務職員		9	10	10	10	11
	技術職員		13	13	14	14	14
	技能労務職員		10	10	10	10	10
	計		32	33	34	34	35

3. 水道料金

(1) 基本料金（1か月）

(消費税等含む)

口径	一般用・公衆浴場用	消防用
13 mm	使用水量8 m ³ まで 756 円	
20 mm	使用水量なしで 972 円	
25 mm	” 1,296 円	
40 mm	” 2,916 円	540 円
50 mm	” 5,616 円	1,944 円
75 mm	” 10,908 円	2,484 円
100 mm	” 16,200 円	3,132 円

(2) 従量料金

用途の種類		料 金 (1 m ³ につき)
一般用口径	13 mm	1か月使用水量8 m ³ を超える分 97.2 円
	20 mm以上	— 97.2 円
公衆浴場用		— 48.6 円
消 防 用		火災および演習以外に使用した場合に限る 97.2 円

水道料金は、基本料金と従量料金の合計額で10円未満の端数は切り捨てとする。

4. 水道料金等業務委託（平成29年度）

期間	業務	委託業者	委託料
4～3月	検針業務、開閉栓業務、徴収・滞納整理業務、窓口・電算入力業務 ※水道料金等システム含む	ヴェオリア・ジェネッツ(株) 中部支店	117,676,800 円

5. 財政状況(税込み)

(1) 収益的収入及び支出

(収 入)

(単位：千円)

区分 \ 年度	27 決算額	28 決算額	29 決算額	30 予算額 (当初)
水道事業収益	2,235,377	2,267,571	2,287,388	2,288,000
1. 営業収益	1,910,085	1,913,549	1,921,598	1,876,700
給水収益	1,898,749	1,902,455	1,908,163	1,860,000
受託工事収益	—	—	—	—
他会計負担金	5,607	5,779	8,487	12,000
その他の営業収益	5,729	5,315	4,948	4,700
2. 営業外収益	325,292	354,022	365,790	411,300
受取利息及び配当金	3,605	2,680	2,967	700
長期前受金戻入	189,761	192,659	196,842	194,700
雑収益	131,926	158,683	165,981	215,900
3. 特別利益	—	—	—	—
その他特別利益	—	—	—	—

(支 出)

(単位：千円)

区分 \ 年度	27 決算額	28 決算額	29 決算額	30 予算額 (当初)
水道事業費用	1,756,668	1,830,439	1,865,637	2,029,000
1. 営業費用	1,594,262	1,646,274	1,701,891	1,872,500
原水及び浄水費	215,241	200,084	215,061	244,000
配水及び給水費	347,888	382,879	400,508	488,400
受託工事費	—	—	—	—
総係費	224,152	221,598	229,842	241,400
減価償却費	773,652	817,938	827,315	846,600
資産減耗費	33,329	23,775	29,165	52,000
その他営業費用	—	—	—	100
2. 営業外費用	162,406	184,165	163,746	156,000
支払利息及び企業債取扱諸費	127,908	120,638	111,102	101,800
消費税及び地方消費税	28,709	58,461	45,892	41,000
雑支出	5,789	5,066	6,752	13,200
3. 特別損失	—	—	—	—
その他特別損失	—	—	—	—
4. 予備費	—	—	—	500

(2) 資本的収入及び支出

(収 入)

(単位：千円)

区分 \ 年度	27 決算額	28 決算額	29 決算額	30 予算額 (当初)
資本的収入	451,912	48,209	80,014	168,000
1. 企業債	390,000	—	—	—
2. 出資金	—	1,404	—	12,900
3. 負担金	61,912	46,805	80,014	137,100
4. 補助金	—	—	—	18,000
5. その他資本的収入	—	—	—	—

(支 出)

(単位：千円)

区分 \ 年度	27 決算額	28 決算額	29 決算額	30 予算額 (当初)
資本的支出	1,524,759	1,092,685	1,314,825	1,335,000
1. 建設改良費	1,204,361	754,558	957,183	976,800
2. 企業債償還金	320,398	338,127	357,642	358,200

簡 易 水 道

1. 概 要

近年各家庭で使用する井戸地下水位は低下現象を表わしてきた。このため周辺農村集落地において衛生的で安定した生活用水確保の要望が高まり、昭和 28 年以降順次簡易水道事業として認可を受けて設立し、昭和 43 年当初において 20 か所に達した。

その後施設の老朽化、使用水量の増加に伴う原水の確保、維持管理の面などから上水道への編入を順次実施し、深池簡易水道を平成 26 年 4 月 1 日付で上水道へ編入したことにより、大垣地域の水道事業は全て上水道となった。

上石津町・墨俣町との合併により平成 18 年 3 月 27 日上石津町簡易水道事業を譲受した。

概要は給水区域 1,550ha、計画給水人口 5,950 人、浄水場 8 か所で自然流下式とポンプ加圧式により給水する計画である。

区分 度	年	27	28	29
行 政 人 口 (人)		162,157	161,992	161,628
給 水 区 域 内 人 口 (A) (人)		5,750	5,646	5,519
給 水 人 口 (B) (人)		5,740	5,636	5,509
普 及 率 $B / A \times 100$ (%)		99.8	99.8	99.8
配 水 管 延 長 (m)		54,016	54,016	54,020
年 間 総 配 水 量 (m ³)		686,163	696,012	666,672
1 日 平 均 配 水 量 (C) (m ³)		1,874	1,907	1,826
1 人 1 日 平 均 配 水 量 (C/B×1000) (ℓ)		326	338	331
年 間 総 有 収 水 量 (m ³)		547,941	549,494	546,470
簡 易 水 道 数		4	2	2
飲 料 水 供 給 施 設 数		1	0	0

下水道

1. 概要

●大垣地域

大垣地域の下水道は、公共下水道の汚水事業として大垣処理区と平町処理区、雨水事業として大垣排水区がある。

大垣処理区は、昭和 30 年 3 月に事業認可を得て整備に着手し、昭和 37 年 4 月に供用開始した。その後、市街地の拡大など社会情勢の変化、伊勢湾の総量規制に基づく汚水処理施設の高度処理化等を目的として、17 次にわたり事業計画の変更を行っている。

平成 21 年度末に市街化区域の整備が概ね完了したことから、市街化調整区域において生活環境の改善と公共用水域の更なる水質保全を目的として普及拡大に努めている。

また、供用開始後 50 年が経過し、管渠や処理場の老朽化及び耐震化対策が大きな課題となっているため、ストックマネジメント計画及び総合地震対策計画を策定し、改築更新や耐震化を実施している。

平町処理区は、平成 18 年度に整備が完了し、隣接する安八町の浄化センターにて汚水を処理している。

大垣排水区では、都市化の進展や降雨状況の変化などから浸水被害が発生しており、被害の低減に向けて雨水ポンプ場の整備や幹線水路の改修等を行っている。

事業計画の概要（大垣地域）

事業区分	公共下水道（汚水）		公共下水道（雨水）
	大垣処理区	平町処理区	大垣排水区
処理区名	大垣処理区	平町処理区	大垣排水区
計画期間	自：S30.3.30 至：H34.3.31	自：H14.12.19 至：H34.3.31	自：S47.12.7 至：H34.3.31
計画区域面積	約 3,560ha	約 11ha	約 3,026ha
計画人口	約 128,700 人	約 200 人	—
計画汚水量	約 110,400m ³ /日最大	約 99m ³ /日最大	—
ポンプ場	本今、外渕	—	世安、笠木、鶴見、林、南頬
終末処理場	大垣市浄化センター	安八町へ接続 (安八浄化センター)	—

●墨俣地域

墨俣地域の下水道は、旧墨俣町が平成 11 年に公共下水道として、事業認可を受け着手した。

その後、市町が合併したことから計画内容の整合を図るため、基本計画の見直しを行い、高度処理を位置付けた事業計画に変更した。

平成 22 年度から墨俣浄化センターおよび管渠の整備に着手し、平成 25 年 3 月に市街化区域の下水道を供用開始している。

事業計画の概要（墨俣地域）

事業区分	公共下水道（污水）
処理区名	墨俣処理区
計画期間	自：H11.12.14 至：H34.3.31
計画区域面積	約 98ha
計画人口	約 3,700 人
計画汚水量	約 2,290m ³ /日最大
終末処理場	大垣市墨俣浄化センター

●上石津地域

上石津地域の下水道は、特定環境保全公共下水道としての北部処理区（牧田、一之瀬）・中部処理区（多良）、農業集落排水としての南部処理区（時）・西山処理区、小規模集合排水としての平井処理区の計 5 処理区があり、平成 17 年 4 月に全処理区の整備が完了している。

事業計画の概要（上石津地域）

事業区分	特定環境保全公共下水道（污水）	
処理区名	北部処理区	中部処理区
計画期間	自：H5.12.15 至：H16.3.31	自：H13.3.5 至：H21.3.31
計画区域面積	約 69ha	約 72ha
計画人口	約 2,950 人	約 2,340 人
計画汚水量	約 1,565m ³ /日最大	約 1,200m ³ /日最大
終末処理場	大垣市上石津北部浄化センター	大垣市上石津中部浄化センター

※整備が完了しているため、両処理区ともに平成 13 年度に変更したものが最終計画。

事業区分	農業集落排水（污水）	
処理区名	南部処理区	西山処理区
工 期	自：平成 9 年度 至：平成 14 年度	自：平成 6 年度 至：平成 9 年度
計画区域面積	約 179ha	約 8ha
計画人口	約 1,770 人	約 150 人
計画汚水量	約 584.1m ³ /日最大	約 49.5m ³ /日最大
終末処理場	大垣市上石津南部浄化センター	大垣市上石津西山浄化センター

※整備が完了しているため、南部処理区は平成 14 年度に変更したものが最終計画、西山処理区は平成 6 年度に策定したものが最終計画。

事業区分	小規模集合排水処理施設 (汚水)
処理区名	平井処理区
工 期	平成 14 年度
計画区域面積	約 2.5ha
計画人口	約 70 人
終末処理場	大垣市上石津平井処理場

2. 下水道施設 (平成 29 年度末)

(1) 管 渠

管渠総延長	957,510.1m	汚水管渠延長	878,083.4m
		雨水管渠延長	79,426.7m

(2) 終末処理場一覧表

処理場名称	処理区域	現有処理能力 (日最大)	供用開始年月 日	処理方法
大垣市 浄化センター	大垣処理区	80,200 m ³ /日最大	昭和37年4月1日	標準活性汚泥法(高級 処理)、ステップ流入式 多段硝化脱窒法(高度 処理)
大垣市 墨俣浄化センター	墨俣処理区	1,350 m ³ /日最大	平成25年3月10日	凝集剤併用高度処理オ キシレーションディッ チ法+急速ろ過法(高 度処理)
大垣市上石津北部 浄化センター	北部処理区	1,600 m ³ /日最大	平成12年5月8日	オキシレーションディ ッチ法(高級処理)
大垣市上石津中部 浄化センター	中部処理区	1,200 m ³ /日最大	平成17年4月1日	オキシレーションディ ッチ法(高級処理)
大垣市上石津南部 浄化センター	南部処理区	478 m ³ /日平均	平成15年5月20日	鉄溶液注入連続流入間 欠ばっ気方式
大垣市上石津西山 浄化センター	西山処理区	41 m ³ /日平均	平成9年11月1日	接触ばっ気方式
大垣市上石津 平井処理場	平井処理区	22 m ³ /日平均	平成15年5月10日	沈殿分離、接触ばっ気 方式

3. 平成 29 年度供用開始状況

供用開始年月日	平成 30 年 3 月 31 日
供用開始区域	長沢町 6 丁目、長沢町 7 丁目、長沢町 8 丁目、木呂町、荒尾町、 桧町、荒川町、釜笛 1 丁目、釜笛 2 丁目、興福地町 1 丁目、 興福地町 2 丁目、赤坂町、赤坂大門 1 丁目、赤坂大門 2 丁目、 赤坂大門 3 丁目 ほかの各一部区域

4. 普及状況

項目 \ 年度	25	26	27	28	29
行政区域人口 (A) ^(人)	162,859	162,702	162,157	161,992	161,628
行政区域世帯数 ^(世帯)	63,494	63,988	64,358	64,991	65,550
全体計画区域面積 ^(ha)	4,398.3	4,397.6	4,397.6	4,397.6	4,397.6
事業計画区域面積 ^(ha)	3,869.0	3,999.0	3,999.0	3,999.0	3,999.0
処理区域面積 ^(ha)	3,584.5	3,608.6	3,635.3	3,656.4	3,676.8
処理区域人口 (B) ^(人)	139,857	141,464	143,407	144,112	144,624
処理区域世帯数 ^(世帯)	55,237	56,322	57,555	58,420	59,220
水洗化人口 (C) ^(人)	117,401	120,347	122,136	122,603	123,484
水洗化世帯数 ^(世帯)	46,493	48,002	48,976	49,576	50,424
普及率 (B/A) ^(%)	85.9	86.9	88.4	89.0	89.5
水洗化率 (C/B) ^(%)	83.9	85.1	85.2	85.1	85.4

※ 人口及び世帯数は住民基本台帳による(外国人を含む)

5. 水洗便所(下水道接続)の奨励

下水道管の布設工事に先立って各自治会ごとに説明会を実施し、下水道事業受益者分担金の趣旨説明とあわせて、宅地内排水設備の設置、便所水洗化、資金の融資あっせん利子補給制度、法的根拠、工事施工の方法、使用料金等についての説明を行っている。また、供用開始後3年を目途に、未接続家庭に対し文書や訪問により普及促進を図っている。

○水洗便所(宅地内排水設備設置)状況及び改造資金融資状況

区分 \ 年度	25	26	27	28	29
水洗便所設備 (自己資金) ^(戸)	1,226	1,112	830	784	765
水洗便所設備 (融資利用) ^(戸)	9	6	2	0	0
計 ^(戸)	1,235	1,118	832	784	765
融資金額 ^(千円)	6,600	3,770	2,410	0	0

6. 下水道受益者負担金・分担金制度

(1) 下水道受益者負担金制度（大垣地域・墨俣地域）

下水道事業は都市整備と市民の環境衛生を向上させるため、道路・公園等の整備と共に市の重要施策として、昭和 30 年に都市計画事業として認可を受け即時着工した。昭和 36 年に初めて浄化センターの運転を開始し、翌年 4 月 1 日寺内町及び田町等 8.81ha の処理区域の供用を開始した。以降、逐次その区域を拡大してきたが、財源を国庫補助と起債のみに依存することが困難となったため、昭和 44 年に審議会を設け、「下水道事業の促進化」について諮問したところ、受益者においても建設工事費の一部を負担することが適当であるとの答申を得たため、昭和 45 年大垣都市計画下水道事業受益者負担に関する条例を制定した。その後、平成 21 年度に市街化区域公共下水道事業受益者負担金徴収条例に条例改正して、受益者負担金を賦課徴収している。また、平成 24 年度末に供用開始した墨俣地域については、平成 22 年度に条例を改正し、受益者負担金を賦課徴収している。この受益者負担金を建設財源に充当することにより、下水道の整備促進を図っている。

- ① 条例制定年月日 昭和 45 年 10 月 28 日
- ② 受益者負担金 負担金額 98 円/㎡（大垣地域）
220 円/㎡（墨俣地域）
納付方法 一括納付・3 年分割（年 2 回）

(2) 下水道受益者分担金制度（大垣地域・墨俣地域）

平成 22 年度からの市街化調整区域の下水道整備着手にあたり、平成 21 年度に市街化調整区域公共下水道事業受益者分担金徴収条例を制定した。市街化調整区域は建物が存在する土地を対象に、土地所有者もしくは建物所有者から受益者分担金を賦課徴収し、下水道整備の建設財源に充当して整備促進を図っている。

- ① 条例制定年月日 平成 22 年 3 月 23 日
- ② 受益者分担金

分担金額

建物の種類	排水人口	分担金の額
一般住宅	—	170,000 円
店舗・事業所等	30 人以下	170,000 円
	31 人以上 90 人未満	350,000 円
	90 人以上 150 人未満	550,000 円
	150 人以上 300 人未満	950,000 円
	300 人以上 500 人未満	1,550,000 円
	500 人以上	3,700,000 円

納付方法 一括納付・5 年分割（年 4 回）

(3) 下水道受益者分担金制度（上石津地域 特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業）

下水道施設を利用できる地域の人々が限られているため、公平な負担を基本理念に、下水を排水する建築物の所有者又は権利者から、受益者分担金を賦課徴収している。

① 条例制定年月日 平成9年3月26日

② 受益者分担金 分 担 金 額 1世帯又は1事業所当たり35万円
納 付 方 法 一括納付・5年分割（年4回）

7. 下水道使用料

(1) 大垣地域

水道水使用 1か月

(消費税等含む)

基本使用料	使用水量	使用料
	0 m ³ ～10 m ³	1,185.84円
従量使用料	使用水量	使用料 / m ³
	11 m ³ ～100 m ³	119.88円
	101 m ³ ～	139.32円

別に定める水質の汚水を放流するものについては、放流する汚水の水質に応じて汚水量1 m³につき162円の範囲内で使用料を増額して徴収する。

井戸水使用 1か月

区 分	基本放流量	基本放流量を超える場合
一般家事用	1人 10 m ³ 2人 16 m ³ 3人 21 m ³	4人以上は1人増すごとに 4 m ³
官公庁、事務所、医院(入院設備のないもの)その他これに類するもの	人員10人まで 54 m ³	5人又はその端数ごとに 27 m ³
病院、医院(入院設備のあるもの)その他これに類するもの	5ベッドまで 101 m ³	1ベッド増すごとに 20 m ³
学校、幼稚園、保育園その他これに類するもの	定員50人まで 121 m ³	50人又はその端数ごとに 121 m ³
劇場、映画館その他これに類するもの	定員100人まで 54 m ³	50人又はその端数ごとに 27 m ³
旅館、ホテル、サウナ、風呂、料理店その他これに類するもの	従業員5人まで 216 m ³	1人増すごとに 43 m ³
飲食店、喫茶店、貸席、遊技場その他これに類するもの	従業員5人まで 81 m ³	1人増すごとに 16 m ³
理容業、美容業、写真業その他これに類するもの	従業員5人まで 81 m ³	1人増すごとに 16 m ³
食肉販売、魚介類販売業、豆腐こんにやく製造業、クリーニング業、染め物洗い張り業	従業員5人まで 81 m ³	1人増すごとに 16 m ³
上記の区分に該当しないもの	その都度認定する量	その都度認定する量

(水量認定の対象となる人員及び従業員は、居住者でない通勤、通学者を含むものとする。)
※下水道使用料は上記使用料金表により計算した額で、10円未満の端数は切り捨てとする。

(2) 上石津地域

一般家庭の場合 1か月

(消費税等含む)

基本使用料	加算使用料
2,371.68円	家庭の雑排水、し尿 1人から5人まで世帯1人当たり・・・・・・・・710.64円 6人以上1人増すごとに・・・・・・・・355.32円

事業所等の場合 1か月

(消費税等含む)

基本使用料	加算使用料
3,557.52円	使用水量 1m ³ 当り 117.72円

(市長が特に認める公共性の高い施設の基本使用料は2,371.68円)